

第 1 0 人事委員会規則の制定・改廃状況

第 10 人事委員会規則の制定・改廃状況

○岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則

- 【一部改正】 令和 7 年 6 月 1 日 人事委員会規則第 18 号（公布日施行）
 - ・組織改正に伴う所要の規定整備
- 【一部改正】 令和 7 年 7 月 4 日 人事委員会規則第 20 号（令和 7 年 4 月 1 日施行）
 - ・義務教育等教員特別手当の支給月額（別表第 6 及び別表第 6 の 2（第 48 条の 18 関係））の改正
- 【一部改正】 令和 7 年 7 月 29 日 人事委員会規則第 21 号（公布日施行）
 - ・栄養士法の改正による管理栄養士を明記する規定の改正
 - ・組織改正に伴う所要の規定整備（令和 7 年 4 月 1 日施行）
- 【一部改正】 令和 7 年 9 月 16 日 人事委員会規則第 23 号（令和 7 年 10 月 1 日施行）
 - ・人事院規則の一部改正に伴う国家公務員に準じた介護休暇及び介護時間の取扱いの変更
 - ・岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正に伴う所要の規定整備
- 【一部改正】 令和 7 年 12 月 23 日 人事委員会規則第 27 号（令和 8 年 1 月 1 日施行）
 - ・特殊勤務手当（教育職員手当）の改正
 - ・義務教育等教員特別手当の改正
- 【一部改正】 令和 7 年 12 月 25 日 人事委員会規則第 28 号（公布日施行）
 - ・勤勉手当の改正（令和 7 年 12 月 1 日適用）
 - ・初任給調整手当の改正（令和 7 年 4 月 1 日適用）
 - ・宿日直手当の改正（令和 7 年 4 月 1 日適用）
- 【一部改正】 令和 8 年 2 月 13 日 人事委員会規則第 1 号（令和 8 年 4 月 1 日施行）
 - ・夏季休暇の日数変更（4 日→6 日）
- 【一部改正】 令和 8 年 2 月 24 日 人事委員会規則第 2 号（公布日施行）
 - ・特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当並びにへき地手当及びへき地手当に準ずる手当の改正（令和 7 年 4 月 1 日適用）
- 【一部改正】 令和 8 年 3 月 30 日 人事委員会規則第 5 号（公布日施行）
 - ・特地勤務手当に準ずる手当及びへき地手当に準ずる手当の改正（令和 7 年 4 月 1 日適用）
- 【一部改正】 令和 8 年 4 月 1 日 人事委員会規則第 8 号（公布日施行）
 - ・扶養手当の改正
 - ・通勤手当の改正
 - ・宿日直手当の改正
 - ・期末手当の改正
 - ・勤勉手当の改正
 - ・組織改正に伴う所要の規定整備

○岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則

- 【一部改正】 令和 7 年 7 月 29 日 人事委員会規則第 22 号（公布日施行）
 - ・栄養士法の改正等に伴う所要の規定整備
- 【一部改正】 令和 7 年 10 月 24 日 人事委員会規則第 26 号（公布日施行）
 - ・令和 6 年 12 月の人事委員会勧告に伴う所要の規定整備

- 【一部改正】 令和8年3月27日 人事委員会規則第4号（公布日施行。ただし、「警衛警護室長」の新設に伴う別表第1ロの表の7級改正規定については、令和8年4月1日から施行。）
- ・組織改正等に伴う所要の規定整備

- 【一部改正】 令和8年4月1日 人事委員会規則第11号（公布日施行）
- ・組織改正等に伴う所要の規定整備

○岐阜県職員退職手当条例施行規則

- 【一部改正】 令和7年5月30日 人事委員会規則第17号（令和7年6月1日施行）
- ・刑法等の改正に伴う所要の規定整備

- 【一部改正】 令和7年9月30日 人事委員会規則第25号（令和7年10月1日施行）
- ・行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に則した様式の改正

○岐阜県会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則

- 【一部改正】 令和7年12月25日 人事委員会規則第30号（公布日施行）
- ・勤勉手当の支給割合に係る規定整備（令和7年12月1日から適用）

- 【一部改正】 令和8年4月1日 人事委員会規則第14号（公布日施行）
- ・常勤職員の給与制度が改正されること等に伴う所要の規定整備

○職員の任用に関する規則

- 【一部改正】 令和8年3月27日 人事委員会規則第3号（公布日施行。ただし、別表公安職の表警察本部長の項本部課長の欄の改正規定については、令和8年4月1日から施行）
- ・組織改正等に伴う職の新設と廃止（別表職区分表）

（警察本部関係）

行政職

【新設する職・廃止する職】

任命権者	職員の職	新 設 す る 職	廃 止 す る 職
警察本部長	本庁次長	本部参事官	総務室長

公安職

【新設する職】

任命権者	職員の職	新 設 す る 職	廃 止 す る 職
警察本部長	本部部長	総務室長	—
	本部課長	警衛警護室長	—

研究職

【新設する職】

任命権者	職員の職	新 設 す る 職	廃 止 す る 職
警察本部長	次 長	本部参事官	—

- 【一部改正】 令和8年4月1日 人事委員会規則第7号（公布日施行）
- ・組織改正等に伴う職の新設と廃止（別表職区分表）

（知事等関係）

行政職

【新設する職・廃止する職】

任命権者	職員の職	新 設 す る 職	廃 止 す る 職
知 事	本庁部長	知事公室長	秘書広報統括監

	本庁次長	子ども相談センター所長（中央子ども相談センター所長に限る。）	ねんりんピック推進事務局長 東部広域水道事務所長
	本庁課長	衛生専門学校副校長 看護専門学校副校長 精神保健福祉センター副所長 国際たくみアカデミー副校長 図書館副館長	岐阜地域環境室長 ねんりんピック推進事務局次長 産業技術総合センター副所長
教育委員会	本庁次長	—	国際園芸アカデミー副学長
	本庁課長	国際園芸アカデミー副学長	—

【対象を見直す職】

任命権者	職員の職	新	旧
知 事	本庁次長	略 県税事務所長（中濃県税事務所長及び飛騨県税事務所長を除く。） 図書館副館長（総務課長を兼ねるものに限る。） 略	略 県税事務所長_____ _____ 図書館副館長_____ _____ 略
	本庁課長	略 現地機関の課長（衛生専門学校総務課長、看護専門学校総務課長、身体障害者更生相談所相談判定課長、知的障害者更生相談所相談判定課長、発達障害者支援センター発達障害支援課長、中央子ども相談センター家庭支援第二課長、地域連携課長及び判定課長、中濃子ども相談センター判定課長____、東濃子ども相談センター家庭支援課長、飛騨子ども相談センター家庭支援課長、わかあゆ学園自立支援課長、国際たくみアカデミー課長、木工芸術スクール課長、____農業大学校総務課長及び教務課長、長良川上流河川開発工事事務所工務課長、宮川上流河川開発工事事務所工務課長、流域浄水事務所建設課長及び維持管理課長並びに東部広域水道事務所工務管理課長を除く。） 略	略 現地機関の課長（_____ _____ 身体障害者更生相談所相談判定課長、知的障害者更生相談所相談判定課長、発達障害者支援センター発達障害支援課長、中央子ども相談センター家庭支援第二課長、地域連携課長及び保護課長、中濃子ども相談センター家庭支援課長、東濃子ども相談センター家庭支援課長、_____ _____わかあゆ学園自立支援課長、国際たくみアカデミー課長、木工芸術スクール課長、文化財保護センター調査課長、農業大学校_____ _____教務課長、長良川上流河川開発工事事務所工務課長、宮川上流河川開発工事事務所工務課長、流域浄水事務所建設課長及び維持管理課長並びに東部広域水道事務所工務管理課長を除く。） 略

医療職（一）

【対象を見直す職】

任命権者	職員の職	新	旧
知 事	次 長	略 保健所長（岐阜保健所長及び可茂保健所長_____ _____に限る。） 略	略 保健所長（岐阜保健所長、____可茂保健所長及び飛騨保健所長に限る。） 略

医療職（二）

【廃止する職】

任命権者	職員の職	新 設 す る 職	廃 止 す る 職
知 事	部 長	—	保健所副所長 飛驒食肉衛生検査所食肉検査課長

【対象を見直す職】

任命権者	職員の職	新	旧
知 事	部 長	略 家畜保健衛生所（中濃家畜保健衛生所及び東濃家畜保健衛生所に限る。）保健衛生課長 略	略 家畜保健衛生所（中濃家畜保健衛生所及び飛驒家畜保健衛生所に限る。）保健衛生課長 略

○岐阜県職員の定年等に関する条例施行規則

改正なし

○岐阜県職員等旅費条例施行規則

改正なし

○岐阜県職員の育児休業等に関する条例施行規則

【一部改正】 令和 7 年 9 月 16 日 人事委員会規則第 24 号（令和 7 年 10 月 1 日施行）

- ・地方公務員の育児休業等に関する法律の改正及び岐阜県職員の育児休業等に関する条例の一部改正（部分休業制度の拡充）に伴う所要の規定整備

○岐阜県人事委員会聴聞規則

【一部改正】 令和 8 年 3 月 30 日 岐阜県規則第 28 号（令和 8 年 5 月 21 日施行）

- ・行政手続法の一部改正（令和 8 年 5 月 21 日施行）に伴う規定の整理

○管理職員等の範囲を定める規則

【一部改正】 令和 7 年 6 月 1 日 人事委員会規則第 19 号（公布日施行）

- ・組織改正等に伴う職の新設

別表第 2 知事部局関係

改 正 後		改 正 前	
機 関	職	機 関	職
共 通	略	共 通	略
本 庁	略 総務事務センター長、ねんりんピ ック推進事務局総括監、水産振興 企画監、 略	本 庁	略 総務事務センター長、 、水産振興 企画監、 略

【一部改正】 令和 8 年 4 月 1 日 人事委員会規則第 9 号（公布日施行）

- ・組織改正及び人事異動に伴う別表第 2 及び別表第 3 の改正

別表第 2 知事部局関係

改 正 後		改 正 前	
機 関	職	機 関	職
共 通	略	共 通	略
本 庁	理事、会計管理者、知事公室長、 部長、参与、部 内局長、次長、副局長、出納事務	本 庁	理事、会計管理者、 部長、参与、秘書広報統括監、部 内局長、次長、副局長、出納事務

改 正 後		改 正 前	
機 関	職	機 関	職
	局長、岐阜地域総括監、岐阜地域危機管理監_____ ____、土木技監、参事、課長、総務事務センター長_____ _____、 岐阜地域産業労働室長、室長、管理調整監、総括秘書監、広報企画監、改革推進監、人事管理対策監、人材活用対策監、職員健康管理監、財政企画監_____ ____、文書管理監、審理監_____ ____、財産活用企画監、設備管理監、認定審査監、システム活用推進監、戦略推進監、政策企画監、岐阜地域連携監、デジタル政策調整監、情報システム管理監、危機管理企画監、防災情報管理監、岐阜地域防災対策監、地域防災対策監、地域防災支援監、防災対策監、防災航空センター長、防災航空センター管理監、航空安全管理監、航空管理監、救急支援監_____、エネルギー企画監、生物多様性企画監、資源循環推進監、不法投棄監視監、環境安全推進企画監、環境対策推進企画監_____、交通安全対策監、生涯学習企画監、医療構想推進監、医療対策監、国保制度対策監、医療人材対策監、看護対策監、健康推進監_____ ____、感染症対策監、住宅宿泊事業対策監、福祉人材対策監、高齢者生きがいづくり推進監、介護事業者指導監、社会参加推進企画監、事業所指導監、こども政策調整監、子育て支援企画監、岐阜県子育て人材支援センター長、児童虐待対策監、私学振興監、男女共同参画・女性の活躍支援センター長、経営支援対策監、障がい者就労推進監、人材確保対策監、中小企業総合人材確保センター長、中小企業総合人材確		局長、岐阜地域総括監、岐阜地域危機管理監、<u>ねんりんピック推進事務局</u>長、土木技監、参事、課長、総務事務センター長、<u>ねんりんピック推進事務局総括監</u>、水産振興企画監、岐阜地域環境室長、岐阜地域産業労働室長、室長、管理調整監、<u>広聴監</u> _____ ____、財政企画監、人事管理対策監、人材活用対策監、文書管理監、審理監、改革推進監、職員健康管理監、財産活用企画監、設備管理監、認定審査監_____ ____、岐阜地域連携監、デジタル政策調整監、情報システム管理監、危機管理企画監、防災情報管理監、岐阜地域防災対策監、地域防災対策監、地域防災支援監、防災対策監、防災航空センター長、防災航空センター管理監、航空安全管理監、航空管理監、救急支援監、<u>生物多様性企画監</u>、エネルギー企画監_____、資源循環推進監、不法投棄監視監、環境安全推進企画監、環境対策推進企画監、消費生活対策監、交通安全対策監、生涯学習企画監_____ ____、医療対策監、国保制度対策監、医療人材対策監、看護対策監、<u>在宅医療福祉推進監</u>、<u>こころの健康推進監</u>、感染症対策監、住宅宿泊事業対策監、福祉人材対策監、高齢者生きがいづくり推進監、介護事業者指導監、社会参加推進企画監、事業所指導監、こども政策調整監、子育て支援企画監、岐阜県子育て人材支援センター長、児童虐待対策監、私学振興監、男女共同参画・女性の活躍支援センター長、経営支援対策監、障がい者就労推進監、人材確保対策監、中小企業総合人材確保センター長、中小企業総合人材確

改 正 後		改 正 前	
機 関	職	機 関	職
	保センター副センター長、<u>誘致企画監</u>、<u>産業支援企画監</u>、<u>地場産業対策監</u>、<u>販路戦略企画監</u>、<u>国際連携推進監</u>、<u>岐阜地域観光推進監</u>、<u>観光誘客企画監</u>_____ _____<u>、芸術文化企画監</u>、<u>文化施設企画監</u>_____<u>、スポーツ施設企画監</u>、<u>スポーツ誘致推進監</u>、<u>冬季国スポ推進監</u>_____ _____、技術総括監、農業研究企画監、検査監、競馬監督監、<u>地消地産推進監</u>、<u>担い手対策監</u>、<u>技術指導監</u>、<u>農業環境・花き対策監</u>、<u>米総合対策監</u>_____<u>、畜産指導監</u>、<u>家畜防疫企画監</u>、<u>家畜防疫対策監</u>、<u>水産振興企画監</u>_____ _____<u>、山地災害対策監</u>、<u>建設技術企画監</u>、<u>建設業企画監</u>、<u>幹線道路企画監</u>、<u>道路管理企画監</u>、<u>技術管理監</u>、<u>土砂災害対策監</u>、<u>まちづくり企画監</u>、<u>鉄道高架推進企画監</u>、<u>流域下水道経営企画監</u>、<u>宅地建物取引業対策監</u>、<u>建築企画監</u>_____ _____<u>、入札執行管理監</u>、<u>設備管理監</u>、<u>ぎふ建築担い手育成支援センター長</u>、<u>住宅活用推進監</u>、<u>県営水道経営企画監</u>、<u>県営水道災害対策監</u>、<u>交通企画監</u>、<u>都市公園企画監</u>、<u>会計システム企画監</u>_____ _____<u>、出納審査監</u>、<u>地域出納審査監</u>、<u>秘書広報課</u>の課長補佐、係長及び主査、<u>行政管理課</u>の課長補佐、係長、主査及び主任、<u>人事課</u>の課長補佐、係長、主査、主任及び主事、<u>職員厚生課</u>の課長補佐、係長、主査及び主任、<u>財政課</u>の課長補佐、係長、主査及び主任_____ _____<u>、法務・情報公開課</u>の法令審査の事務を担当する係長（当該係長が置か		保センター副センター長、<u>立地支援監</u>、<u>航空宇宙・ドローン産業連携監</u>、<u>販路開拓推進監</u>_____ _____<u>、観光誘客企画監</u>、<u>国際連携推進監</u>、<u>芸術文化企画監</u>、<u>文化交流推進監</u>、<u>伝統技術支援監</u>、<u>スポーツ施設企画監</u>、<u>スポーツ誘致推進監</u>、<u>冬季国スポ推進監</u>、<u>ねんりんピック推進事務局次長</u>、<u>レクリエーション・健康づくり推進監</u>、<u>学校連携企画監</u>、<u>地域調整監</u>、<u>技術総括監</u>、<u>農業研究企画監</u>、<u>検査監</u>、<u>競馬監督監</u>、<u>販売戦略企画監</u>_____<u>、技術指導監</u>、<u>花き・農業環境対策監</u>、<u>花と緑の振興センター長</u>、<u>畜産指導監</u>、<u>家畜防疫企画監</u>、<u>家畜防疫対策監</u>、<u>C S F 対策・養豚業再生支援センター長</u>、<u>山地災害対策監</u>、<u>建設技術企画監</u>、<u>建設業企画監</u>、<u>幹線道路企画監</u>、<u>道路管理企画監</u>、<u>技術管理監</u>、<u>土砂災害対策監</u>、<u>まちづくり企画監</u>、<u>鉄道高架推進企画監</u>、<u>流域下水道経営企画監</u>、<u>宅地建物取引業対策監</u>、<u>建築物地震対策推進企画監</u>、<u>建築構造審査監</u>、<u>盛土対策調整監</u>、<u>入札執行管理監</u>、<u>設備管理監</u>、<u>ぎふ建築担い手育成支援センター長</u>、<u>住宅活用推進監</u>、<u>県営水道経営企画監</u>、<u>県営水道災害対策監</u>、<u>ぎふワールド・ローズガーデン企画推進監</u>、<u>緑化祭推進監</u>、<u>会場整備監</u>、<u>財務会計システム開発企画監</u>、<u>出納審査監</u>、<u>地域出納審査監</u>、<u>秘書課</u>の課長補佐、係長及び主査_____ _____<u>、財政課</u>の課長補佐、係長、主査及び主任_____ _____<u>、法務・情報公開課</u>の法令審査の事務を担当する係長（当該係長が置か

改 正 後		改 正 前	
機 関	職	機 関	職
	れない場合にあつては、当該事務を担当する上席の主査) _____ _____、管財課の庁舎管理の事務を担当する係長（当該係長が置かれな ない場合にあつては、当該事務を担当する上席の主査）、総務事務センターの給与及び認定の事務を担当する課長補佐、係長、主査、主任及び主事、総合政策課の総合政策の事務を担当する課長補佐、係長、主査及び主任、情報システム課のネットワーク推進の事務を担当する課長補佐、係長及び主査、出納管理課の審査の事務を担当する係長（当該係長が置かれな ない場合にあつては、当該事務を担当する上席の主査）並びに総合政策課、危機管理政策課、環境生活政策課、健康福祉政策課、子ども・女性政策課、商工労働政策課、観光文化スポーツ政策課、農政課、林政課、建設政策課及び都市政策課の管理調整の事務を担当する係長（当該係長が置かれな ない場合にあつては、当該事務を担当する上席の主査）及び政策企画の事務を担当する係長（当該係長が置かれな ない場合にあつては、当該事務を担当する上席の主査）		れない場合にあつては、当該事務を担当する上席の主査) _____ _____、管財課の庁舎管理の事務を担当する係長（当該係長が置かれな ない場合にあつては、当該事務を担当する上席の主査）、総務事務センターの給与及び認定の事務を担当する課長補佐、係長、主査、主任及び主事、総合政策課の総合政策の事務を担当する課長補佐、係長、主査及び主任、情報システム課のネットワーク推進の事務を担当する課長補佐、係長及び主査、出納管理課の審査の事務を担当する係長（当該係長が置かれな ない場合にあつては、当該事務を担当する上席の主査）並びに総合政策課、危機管理政策課、環境生活政策課、健康福祉政策課、子ども・女性政策課、商工労働政策課、観光文化スポーツ政策課、農政課、林政課、建設政策課及び都市政策課の管理調整の事務を担当する係長（当該係長が置かれな ない場合にあつては、当該事務を担当する上席の主査）及び政策企画の事務を担当する係長（当該係長が置かれな ない場合にあつては、当該事務を担当する上席の主査）
自動車税事務所	略	自動車税事務所	略
岐阜地域環境事務所	所長		
子ども相談センター	所長、副所長、総務課長、連携支援課長、家庭支援第一課長、<u>保護課長</u>、家庭支援課長（西濃子ども相談センター及び中濃子ども相談センターの家庭支援課長に限る。）	子ども相談センター	所長、副所長、総務課長、連携支援課長、家庭支援第一課長、<u>判定課長</u>、家庭支援課長（西濃子ども相談センター及び飛騨子ども相談センターの家庭支援課長に限る。）

改 正 後		改 正 前	
機 関	職	機 関	職
家畜保健衛生所	所長、副所長、病性鑑定監、連携推進監、総務課長、保健衛生課長____ _____	家畜保健衛生所	所長、副所長、病性鑑定監、連携推進監、総務課長、保健衛生課長（東濃家畜保健衛生所の保健衛生課長を除く。）
衛生専門学校	校長、副校長_____	衛生専門学校	校長、副校長、課長
看護専門学校	校長、 <u>副校長</u>	看護専門学校	校長、 <u>課長</u>
精神保健福祉センター	所長、 <u>副所長</u> 、課長	精神保健福祉センター	所長____、課長
食肉衛生検査所	所長、食肉検査監、総務課長、 <u>食肉検査課長</u>	食肉衛生検査所	所長、食肉検査監、総務課長____ _____
女性相談支援センター	所長、 <u>課長</u>	女性相談支援センター	所長_____
略	略	略	略
国際たくみアカデミー	校長、 <u>副校長</u> 、部長	国際たくみアカデミー	校長____、部長
旅券センター	略	岐阜関ヶ原古戦場記念館 旅券センター	<u>副館長</u> 、 <u>課長</u> 略
岐阜関ヶ原古戦場記念館	<u>副館長</u> 、 <u>課長</u>		
文化財保護センター	所長、 <u>課長</u>	文化財保護センター	所長、 <u>総務課長</u>
農業大学校	校長、副校長、 <u>園芸指導課長</u> 、 <u>畜産指導課長</u>	農業大学校	校長、副校長、 <u>課長</u> （ <u>教務課長</u> を除く。）

別表第3 教育委員会関係

改 正 後			改 正 前		
機 関		職	機 関		職
共 通		略	共 通		略
事務局	本 庁	副教育長、教育次長、参与、義務教育総括監、総合教育センター長、参事、課長、教育主管、室長、管理調整監、女性教職員活躍推進監、教員人事管理監、研修企画監、学校安全企画監、生徒指導企画監、管理指導監、地域管理監、教育施設整備監、教育総務課の管理調整係長、職員係長、職員係の人事を担当する主査、主任及び主事並びに政策企画係長、教育総務課福利厚生室の健康管理・公務災害係長及び健康支援係長、義務教育課の小中学校人事係の課長補佐、管理主事、主査、主任及び主事、管理免許係長並びに給与係長、高校教育課の管理調整係長、県立学校教員人事係の課長補佐、管理主事、主査、主任及び主事並びに給与係長、教育管理課の管理指導係長、管理指導係の課長補佐、主査、主任及び主事	事務局	本 庁	副教育長、教育次長、参与、義務教育総括監、総合教育センター長、参事、課長、教育主管、室長、管理調整監、女性教職員活躍推進監、教員人事管理監、研修企画監、学校安全企画監、生徒指導企画監、管理指導監、地域管理監、教育施設整備監、教育総務課の管理調整係長、職員係長、職員係の人事を担当する主査、主任及び主事並びに政策企画係長、教育総務課福利厚生室の健康管理・公務災害係長、義務教育課の小中学校人事係の課長補佐、管理主事、主査、主任及び主事、管理免許係長並びに給与係長、高校教育課の管理調整係長、県立学校教員人事係の課長補佐、管理主事、主査、主任及び主事並びに給与係長、教育管理課の管理指導係長、管理指導係の課長補佐、主査、主任及び主事
	略	略		略	略

○委託地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則

【一部改正】 令和8年4月1日 人事委員会規則第10号（公布日施行）

・組織の変更等に伴う別表の改正

○岐阜県職員の退職管理に関する規則

【一部改正】 令和8年4月1日 人事委員会規則第13号（公布日施行）

・組織改正（秘書広報統括監の廃止）に伴う改正

人事委員会年報（業務白書）（令和7年度）

令和8年10月発行

編集発行 岐阜県人事委員会事務局

〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号

TEL 058-272-8235

FAX 058-278-2826

URL <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/3665.html>

E-mail c13201@pref.gifu.lg.jp